

議案第9号

飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について

飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法の規定に基づく配偶者同行休業制度を導入するための制定

# 飛驒市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が第5条に規定する申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって、外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって、外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、前項に規定する申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年飛驒市条例第47号）第14条に規定する特別休暇（飛驒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年飛驒市規則第33号）第13条第1項第6号又は第7号に規定する場合に限る。）を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の配偶者同行休業に関する条例について
担当部	総務部
提案理由	地方公務員法の規定に基づく配偶者同行休業制度を導入するための制定
制定改廃の根拠等	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業制度を導入するため、制定するもの。
条例の概要	<p>1 制定の背景等</p> <p>個々の事情やニーズに応じて、職員が継続的に勤務できるような選択肢を拡充するとともに、仕事と家庭生活の両立支援の方策として、配偶者同行休業制度を導入するために制定するものである。</p> <p>2 制定の主な内容</p> <p>(1) 配偶者同行休業の承認</p> <p>任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる旨を規定する。 (第2条関係)</p> <p>(2) 配偶者同行休業の期間</p> <p>配偶者同行休業を取得できる期間を3年として規定する。 (第3条関係)</p> <p>(3) 休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由</p> <p>① 外国での勤務 ② 外国における事業経営その他個人が業として行う活動 ③ 外国の大学への就学 (第4条関係)</p> <p>(4) 職務復帰後の号給の調整</p> <p>配偶者同行休業をした職員の号給について、職務に復帰した場合に他の職員との均衡上必要と認められる範囲内で調整することができる旨を規定する。 (第10条関係)</p>

資 料
-----

市民への 影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	